

有害鳥獣防除柵等設置補助事業について

補助事業の目的	市内の山野に生息する野猪等有害鳥獣による農作物被害を防止し、農業振興を図ることを目的とする。										
対 象 鳥 獣	野猪及び野鹿										
対 象 事 業	<p>野猪及び野鹿被害防止柵を新設するものであって、集落農会又は個人農業者が行う事業とする。ただし、<u>1箇所当たりの延長が100m以上</u>で、かつ、自家消費による畑等は除くものとする。</p> <p><u>工種は、電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、トタン柵及び複合柵等の有害鳥獣の侵入を防止するために有効であると認められるものとする。</u></p> <p>各事業の設計計画に応じて、1年で設置が完了しない場合は、数年での対応とする。</p> <p>過去、市補助事業で設置されたもので、8年（主として金属造のものは、14年）経過した防除柵は、再設置できるものとする。ただし、野猪被害防除柵を野鹿被害防除柵に改良する箇所はこの限りでない。</p>										
事 業 主 体	農会又は個人農業者										
補 助 率	1/2 以内										
補 助 額	<p><u>購入した資材費に補助率を乗じた額を対象とし、単独受益の場合は20万円、複数受益の場合は50万円を上限とする。</u></p> <p>ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>										
基 準 仕 様	<p>電気柵のポール及び金網柵の高さは下記の基準以上とし、電気柵の段数は、野猪が2段張り、野鹿が4段張り以上とする。なお、その他の防除柵については、有害鳥獣の侵入を防止するために有効となるよう設置すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">対象鳥獣</th> <th style="width: 33%;">電気柵のポール</th> <th style="width: 33%;">金網柵</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野猪</td> <td>60 c m</td> <td>95 c m</td> </tr> <tr> <td>野鹿</td> <td>180 c m</td> <td>180 c m</td> </tr> </tbody> </table>		対象鳥獣	電気柵のポール	金網柵	野猪	60 c m	95 c m	野鹿	180 c m	180 c m
対象鳥獣	電気柵のポール	金網柵									
野猪	60 c m	95 c m									
野鹿	180 c m	180 c m									
設 置 個 所	設置箇所は、なるべく山際とし山林からの対象獣の侵入を防ぐことで、より広くの農地が守られるよう考慮すること。										
そ の 他	個人農業者が補助を申請する場合は、その個人が属する農会の確認を必要とする。										

裏面参照

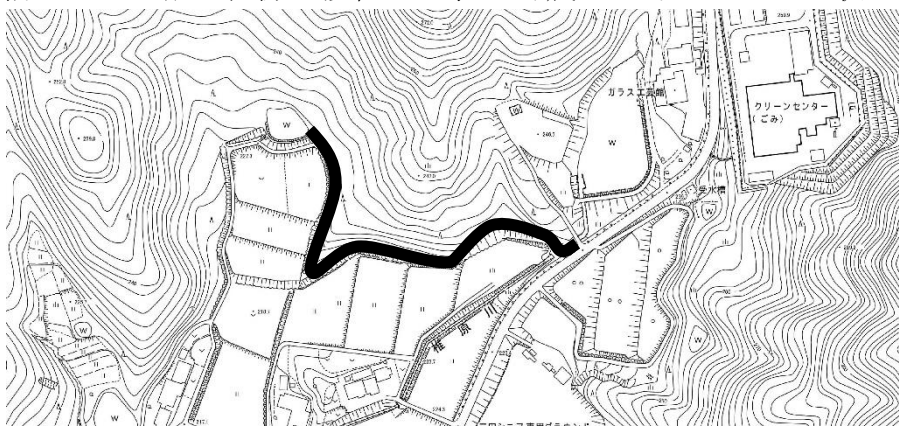
留意事項

- 1 補助金交付決定を行う前に購入された資材等は対象外。
- 2 過去に設置した防除柵の工種を変更する場合は、新設となります。詳しくは市農村再生課にご相談をお願いします。

例：
・金網柵を電気柵に変更する場合、新たに購入した資材は対象となります。
・金網柵にトタン柵を追加し複合柵する場合、新たに購入した資材は対象となります。

3 推奨される設置例

- (1) 防除柵ができる限り山際に設置され、広く農地が守られている状態



- (2) 連続した農地が守られている状態

住宅・河川・主要道路又は鉄道等で山際への設置が困難な場合は、山から隔てた個所を設置の対象とし、水路・農道等に囲まれた区域で連続した圃場が守られるよう考慮すること。

